

## 平成 2 7 年 度 予 算 編 成 方 針

### 1 平成 2 7 年度の財政見通しと予算編成への取り組みについて

日本の経済は、国の積極的な経済対策により、若干ではあるが景気回復の動きがみられるようになり、経済再生に向けて着実に歩みを続けている。内閣府が発表した9月の月例経済報告の基調判断では、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされ、今後の先行きについても、「当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種施策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」としている。しかしながら、地方への波及効果は依然として実感できず、不透明な状況はこれからも続いていくものと思われる。

このような中で、本町の平成27年度財政見通しは、歳入では、自主財源の中心となる町税が、税収の約半分を占める固定資産税の減額が予想されることから、前年度と比較して大きな増額は望めない状況にある。また、町税に次ぐ歳入となる地方交付税も、国の「中期財政計画」を基にした推計では増額が期待できる状況ではなく、現時点において確実に見込むことのできる歳入総額は37億円程度と考えられる。これに、町債や基金繰入金などを含めたとしても、当初予算の歳入規模は、前年度と同様の38億円程度になるものと思われる。

歳出面についても、埼玉県町村情報共同システムの導入に伴い、基幹システムの関係経費が前年度に比べ大幅に減額となるものの、老朽化が進行しているインフラの再整備に要する経費の増加が見込まれるほか、少子高齢化を背景とした社会保障関係の扶助費など、経常的な支出の伸びにも歯止めをかけることが難しい状況にある。よって、来年度の予算編成も引き続き厳しいものになることが予想される。

こうした状況のもと、平成27年度予算は、次のことを基本的な考え方として編成するものとする。

第一に、限りある財源を緊急性や必要性の高い施策に効率的に配分し、新規事業は、住民サービスの向上に効果が得られるものを優先して実施する。

第二に、既存事業の廃止・統合を含めた抜本的な見直しを視野に入れるなど、各課レベルで財源の捻出に努めるものとする。

第三に、職員一人一人が徹底したコスト意識を持ち、より効果的な施策を導き出し、活力ある越生を創っていくため、全庁挙げて、最大の効果が得られるように予算編成に取り組むものとする。

## 2 基本目標に基づく重点施策について

平成27年度予算は、第五次越生町長期総合計画の基本理念を踏まえ、以下の基本目標に基づく重点施策に留意して、編成作業に取り組むものとする。

### (1) 町民と行政が協働により施策を実現するまち

#### ①町民の意見尊重

町政の運営にあたっては、町民の意見を尊重することを第一に考え、区長を始め、各種の委員や活力ある越生のまちづくり推進委員会の意見、町政活性化推進室に寄せられた提案のほか、タウンミーティングなどで要望のあった貴重な町民の声を十分に反映した政策・予算の実現を目指す。

#### ②各課の連携による住民サービスの向上

職員数が減少するなか、町民のニーズに的確・迅速に対応できるように、各課が連携・協力し、町民が利用しやすく・相談しやすい環境を整えるとともに住民サービスの向上を図る。

#### ③行財政改革の推進による経費の節減

財政状況がより厳しさを増す中、限られた予算を計画的かつ効果的に活用していくために、行財政改革を推進し業務の効率化と経費の節減を図る。

### (2) 健康で心豊かに安心して暮らせるまち

#### ①子育て支援施策の充実

「子ども・子育て支援法」が成立し、4月から新制度がスタートすることから、これまで町の重点施策として位置づけて進めてきた子育て世代への支援については、新制度の趣旨に沿ってより地域のニーズに対応したものとなるよう施策の充実に取り組む。

これまで実施してきたこどもの医療費支給事業、保育料の第3子以降無料化、こどものインフルエンザ予防接種に対する助成などの経済的支援策を継続するとともに、深刻化する人口減少・人口流出の抑制にもつながるような、より良い保育環境の整備や、保健・医療面の支援、相談体制の充実などの有効な事業を実施する。

## ②健康づくりの推進

町民の誰もが健やかに生きがいを持って生活することができる「健康長寿社会」の実現を目指し、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携と調整を図りながら、まちぐるみで健康づくり事業に取り組むとともに、健康マイレージ事業の充実をはじめ、各分野で町民の健康づくりにつながる施策を講じる。

高齢者がこれまで培った知識や経験を活かし、積極的に社会参加し、地域で活躍できるような高齢者福祉施策の充実を図る。

## ③防災対策の充実

災害発生時に必要となる備蓄品や資機材等については、平成24年度に見直した「越生町地域防災計画」に基づき、計画的な整備を行い、災害に対する備えの強化・充実を図る。

過去の災害の教訓を活かすことができるよう、各計画の見直しについては適宜行い、実効性の高い施策を実施するとともに、町民への周知徹底に努め防災意識の高揚を図る。

# (3) 自然と調和した快適で安全なまち

## ①越生駅東口開設の促進

前年度から具体的な検討に着手した越生駅東口の開設については、調査結果に基づき次の段階の検討に入るとともに、引き続き、鉄道事業者との協議を進め、早期の実現に努める。

## ②住環境の整備

老朽化が進行しているインフラの再整備が急務となっていることから、町が管理する橋梁や町営住宅については、修繕計画に基づき適切な補強・修繕工事等を継続的に実施する。

また、町民の生活に密接に関係する道路・水路などについては、引き続き、計画的に安全な整備・改良等を進め、効率的・効果的な事業の推進に努める。

## ③省エネのまちづくり

町が率先して地球環境の保護につながる省エネルギー対策を推進していくため、継続して実施している町内防犯灯のLED化事業の進捗を図るとともに、新たに街路灯のLED化に対する補助制度を創設し、商工会を通じて事業の推進を図る。

#### (4) 観光資源とおごせブランドを創出するまち

##### ①ハイキングのまち宣言に向けた事業展開

平成28年4月29日に予定している「ハイキングのまち宣言」に向け、庁内各課が一体となって基本計画に基づいた所要の整備を進める。

各種ハイキング大会や関連イベントの開催を通じ、町民への浸透と意識の高揚を図るとともに、ガイドブックやハイキングマップ、パンフレットなどを作成し、ハイキングのまちのPRに努める。

また、新規ハイキングコースの設定や既存コースの見直し、コース環境の整備、観光案内板・文化財説明板の設置など、ハイキングのまちにふさわしい施設の整備を進める。

##### ②観光拠点の整備

観光拠点の中心となる越生梅林については、周辺整備基本計画に基づき計画的に周辺施設や道路等の整備を進める。また、県が実施する川のまるごと再生事業と連動して、越生梅林までの遊歩道等の整備を実施する。

観光資源の掘り起こしや新たな観光拠点の整備を視野に入れ、既存の拠点とのネットワーク化を図るとともに、観光協会の法人化を支援し、観光のまちづくりを推進する。

##### ③産業の振興

町の面積の約7割を占める豊富な山林を貴重な資源として捉え、特産の西川材の利用促進を図り、地場産業の振興を促すとともに、林道等の整備を進める。

農業用水路などの計画的な基盤整備を進めるとともに、町の特産品や農産物など特色を十分に活用して、地域経済の活性化を図るための施策を実施する。

#### (5) 豊かな人間性溢れるなごやかなまち

##### ①教育環境の充実

小・中学校においては、少人数学級指導（35人以下）を継続して推進していくため、学習支援員や非常勤の教員等を必要に応じて配置するなどを行い教育環境の充実に努める。

## ②学校教育施設の整備

学校教育施設については、前年度に小学校2校に空調設備を整備し、県内でも有数の教育環境の充実を図ったが、今後も、児童・生徒が学習に集中できる快適な環境を継続するため、各施設の修繕や備品購入などを計画的に行う。

また、給食施設など大規模な施設改修については、将来的な方向性を十分に検討したうえで、計画的な更新を行う。

## ③生涯学習の推進

「一芸・一スポーツ・一ボランティア」を引き続き推進していくため、町民の学習要求に応えられる公民館活動や、図書館活動の充実を図るとともにスポーツ活動を推進する。

生涯学習施設についても、利用状況や老朽化の進行などを総合的に判断して、適切な修繕や改修を進める。

### 3 予算編成に関する基本的事項

- (1) 当初予算は、原則として通年予算を編成するものとし、年間を通して予測されるすべての収入・支出を確実に見込むこと。年度途中の補正は制度の改正に伴うもの及び災害関連経費等、緊急性を求められるもの以外は原則として認めない。
- (2) 歳入の合理的な確保を図るとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、創意工夫と節度ある財政運営を堅持すること。
- (3) 新規事業については、真に住民福祉の充実に寄与する緊急不可欠なものとして重要施策のみに限定すること。この場合、既存の経費の組替えや節減合理化により、必要な財源を極力捻出するとともに、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (4) 既存の事務事業については、内容及び効果を十分検討すること。既に初期の目的を達成した事業や情勢の変化等により事業推進の必要性が薄れているものについては廃止するなど、類似事業の整理統合など徹底した見直しを図ること。
- (5) 国、県支出金を財源とする事業については、国、県の予算編成の動向や行財政改革に伴う制度改正を的確に把握し、事業効果、負担区分のあり方等を十分検討して事業の選択に努めること。
- (6) 各事業については、執行計画を事前に十分検討し、年度内に確実に終了するよう特に留意すること。
- (7) 経常経費の節減、合理化についても重要課題と認識し、引き続き、更なる一般行政経費の抑制に努めること。
- (8) 議会及び監査委員からの指摘や要望事項、並びに住民からの請願、陳情、要望等については特に留意し、緊急性、必然性を十分検討すること。
- (9) 継続費及び債務負担行為を設定する場合については、事業の規模、年割額等を十分検討し、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (10) 特別会計及び企業会計については、一般会計に準ずることとするが、特に企業会計については、独立採算の原則に基づき、経営的視点に立って、今後の見通しについて十分な検討を行い、安易に一般会計からの繰入れに依存することのないよう、財政の健全化に努めること。